

一部のインターネットメディアによる報道につきまして

2019年3月29日、一部インターネットメディアにおきまして、当社が「滅失登記の申出」を悪用しようとしている脱法的な行為に関与しているかのような記事が掲載されました。その後、当該記事の内容は、他のメディア等でも取り上げられるなどもしております。

しかしながら、当該記事で取り上げられている不動産につきまして、当社は、法律に従い、適正に関係者と取引等を行っており、当該記事が言及しているような脱法的な行為に関与しているわけでは一切ございません。

また、当該記事で取り上げられている建物は、10年以上前に当時の地主が借地契約の終了に伴い、建物所有者から引き渡しを受けたもので、その後地主自らが使用をしてきたものです。

当社としましては、当該記事が掲載するような脱法的な行為に関与しているわけではございませんので、本件につきましては、専門家にも相談をしながら、適切・誠実に対応をさせていただいております。

なお、当該記事は、紛争当事者であるインターネットメディアが作成したものであり、当該記事の内容はあくまで紛争当事者の一方の立場からの言い分にすぎません。利害関係のない第三者が、第三者的な立場で取材等をして作成した記事ではありませんので、その点はご理解いただけますようお願い致します。